

留保所得が大きくなると税金が高くなる？

Q：当社は、本年度業績が伸び、多額の利益が出ました。その利益を会社に残したいと考えていますが、この場合、通常の税金より高い税金を払わなくてはならないと聞きましたが、本当でしょうか。

A：同族会社であれば、留保金課税という規定があり、通常の法人税の他に、留保金額に対する特別税額を加算した法人税を納めることになります。

【解説】

税法上、同族会社とは株主等の3人以下及びこれらの同族関係者の所有する株式の総数が、その会社の発行済株式総数の50%以上を占める会社をいいます。

同族会社については、株主配当や役員賞与などが行われていなかったり、自由になっているケースが多く、非同族会社とのバランスという立場から留保金課税の規定を設けています。計算式は次のとおりです。

$$\text{留保金額に対する特別税額} = (\text{当期留保金額(1)} - \text{留保控除額(2)}) \times \text{特別税率(3)}$$

- (1) 当期留保金額とは、所得金額の中で留保した金額から、支払うべき法人税、住民税を控除した金額です。
- (2) 留保控除額とは、所得金額の35%相当額、年1,500万円、期末の資本金額等の25%相当額から利益積立金額を控除した金額、の最も多い金額です。
- (3) 特別税率は、(1)-(2)の金額が年3,000万円以下の部分10%、3,000万円超1億円以下の部分15%、1億円超の部分20%です。

